解散公告（第三回）

当財団法人は平成二十二年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

神戸市中央区北長狭通四丁目七番三四号
兵庫県学校厚生会館内
財団法人兵庫県教育弘済会
代表清算人　上田　正義

解散公告（第三回）

当商工会は、平成二十一年五月二十二日開催の通常総会の決議により、平成二十二年三月三十一日解散したので、当商工会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

鳥取県倉吉市関金町関金宿一五六〇番地一
関金町商工会
清算人　住友　堅二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年五月二十七日開催の理事会の議決により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

岡山県倉敷市児島味野六丁目七番五八号
財団法人海技大学校児島分校後援会
代表清算人　三宅　清司

解散公告（第三回）

当法人は、財団法人大牟田市水道サービス公社寄附行為第三十四条第二項の規定により、平成二十二年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

福岡県大牟田市有明町二丁目三番地
財団法人大牟田市水道サービス公社
代表清算人　中園　和彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年七月三十日理事三分の二以上の同意及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

佐賀県佐賀市久保泉町大字川久保三六八九番地
学校法人宝月学園
清算人　郷原　徳雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月二十六日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

佐賀県鳥栖市萱方町二〇七番地二九
財団法人鳥栖市柳区区民会館
清算人　山津　義人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年六月十九日開催の通常総会の決議により平成二十二年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓三二四一番地
社団法人宮崎県生乳検査協会
清算人　横山　忠男

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十一年八月二十八日開催の理事会の議決並びに平成二十二年三月二十二日鹿児島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

鹿児島県姶良市蒲生町上久徳二三九九番地
蒲生町土地開発公社
清算人　厚地　和幸

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十一年八月十日開催の理事会の議決並びに平成二十二年三月二十二日鹿児島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

鹿児島県姶良市加治木町本町二五三番地
加治木町土地開発公社
清算人　笹山　義弘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年一月十六日開催の臨時総会において解散を決議し、鹿児島県知事の承認により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

鹿児島県肝属郡肝付町新富三三番地
社団法人肝付歯科医師会
清算人　小浜　昭二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字富栄字鳥羽四二番地、最後の住所青森県弘前市大字浜の町東三丁目六番地二一　被相続人　亡　神　春光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

青森県弘前市大字元大工町一六番地
相続財産管理人　田村　智明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県最上郡舟形町舟形二四八番地内一、最後の住所山形県最上郡舟形町舟形二三八七番地の一　被相続人　亡　沼澤　光徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

山形県新庄市万場町三番一五号
相続財産管理人　司法書士　大場　隆司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市小郡下郷一一七三番地、最後の住所埼玉県和光市白子三丁目一九番六号四〇八西高島平スカイハイツ　被相続人　亡　徳本亜紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三七六番地ＭＳ一ビル七階さいたま法律事務所　相続財産管理人　弁護士　野崎　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市見沼区大字東新井三七五番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　青森　駿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一七番二一号和田ビル五〇一号室柘植法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柘植　大樹

第３期決算公告

平成22年4月26日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
ＧＣＡサヴィアン株式会社
代表取締役　国則　祥夫

貸借対照表の要旨（平成21年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,907
	固定資産	43
	資産合計	1,950
負債及び純資産の部	流動負債	1,445
	株主資本	505
	資本金	10
	資本剰余金	239
	資本準備金	2
	その他資本剰余金	236
	利益剰余金	256
	その他利益剰余金	256
	負債・純資産合計	1,950

（注）当期純損失　84百万円